

令和2年10月26日招集

第10回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和2年第10回狹山市農業委員会総会

令和2年10月26日(月曜日) 開催場所 堀兼農村環境改善センター

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告・協議事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後3時30分

本日の出席農業委員 12名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	3番 諸口秀敏
4番 古谷博	5番 細田幸司	
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番 荒井英郎	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 1名)

6番 小林一洋

本日の出席推進委員 7名

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	小澤俊夫
渡邊隆夫	小谷野義則	松村享子	

(本日の欠席推進委員 1名)

平本洋章

職務のため出席した事務局職員

主任 橋本邦彦

事務局 定時になりましたので、これより第10回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、加藤局長が所要により欠席ですので、本日の総会の進行は、橋本が努めますので、どうぞよろしく願いいたします。

資料の確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料3 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・女性農業委員の取組事例報告書
- ・チラシ「知って得する農業者年金」他3種類

となります。宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第10回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。

最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 【会長の挨拶】

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しく願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第10回狭山市農業委員会総会を開催します。

なお、議席番号6番 小林委員 また、奥富地区農地利用最適化推進委員平本委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号7番 落合委員と9番 久保田委員にお願いいたします。

これより議案の審議を行います。

議案第1号「農用地利用集積計画」を議題とします。

議案のある地区推進委員の計画について説明を求めます。

はじめに入曾地区仲川推進委員、お願いいたします。

仲川委員 報告させていただきます。利用権を設定する方のお宅を訪問して利用権設定の更新の話をさせていただきました。今まで通りの畑で耕作を続けていただけるということで、借り手の方は皆さんご存じのねぎを作っている方です。

議長 活動報告についてはまた後ほど説明をお願いしたいと思います。次に松村委員さんをお願いします。

松村委員 10月7日に利用権を設定する方のお宅を訪問しました。受け人は日高に住んでいるお茶屋さんです。どの茶畑を見てもきれいにやっています。

議長 ありがとうございます。それでは引き続き各委員さんの活動報告に移らせていただきたいと思います。

粕谷委員 10月の活動報告ですが、農地を回りました。きれいな畑が増えています。今まで問題になっていた農地ですが、新たにトラクターを借りているので、草の問題は大丈夫かなと思います。来月利用権設定を行いたいので準備をしています。

議長 次に入曽地区仲川推進委員、お願いします。

仲川委員 入曽地区のほうは、目視で畑を回りました。農協から報告を受けまして、今入曽のほうで人・農地プランの調査を始めると聞いてきました。これから遊休農地が増えることになり高齢化が進む中で、新しい入曽の形ができるのかなと感じたところです。これから意向調査を進めるとの話ですので、動きをみながら助言をいただきたいと思います。

議長 続いて、堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 利用権設定の印をいただきってきました。全筆調査回りましたが手の付けられない筆があり、所有者宅に伺い、話をさせていただきました。里芋選果場での出荷についてですが、労働時間がかなり削減できるため評判はよいと思います。利用に当たって、時間が削減できるので、今後の作付計画も変わってくるかな、という印象を受けています。

議長 続いて堀兼地区山下推進委員に報告願います。

山下委員 全筆調査回りましたが、荒地だった畑がきれいになっておりました。荒地の畑のきわに茶の木やマサキが植えてありますが、伸び放題で農道にはみ出ており、通行が困難な畑もいくつか見受けられました。荒地の管理と同様にこれからはマサキの管理もお願いしなければならないと思いました。

議長 次に柏原地区小谷野推進委員、お願いします。

小谷野委員 先日見回りをしまして、農道に木が植えてありかなり大きくなって道に半分ほど出てきてしまっています。車もすれ違えないほどです。周りがヤオコーファームに貸している畑ですが、気になっています。

議長 次に松村推進委員、お願いします。

松村委員 7～9月に全筆調査でチェックしていますが、そのあと畑を見回すときれいになっているところが多いのですが、このような場合は、訂正すべきでしょうか。行き違いで調査者は誰かということになっては気まずいです。

議長 後ほど、事務局から説明させていただきます。次に渡邊推進委員、お願いします。

渡邊委員 全筆調査は8月でしたので、ここにきて改善している人が出てきています。改善しているところは報告させていただいています。ルールを推進委員と事務局との間で決めたいと思っています。あとは、利用権設定でご訪問させていただいたところがあります。堀兼地区の経営も変わってきているので、若手は産直や直売に手を広げている人が出ていて関心するばかりです。里芋選果場などをうまく利用して空き地を出さないようにできればと思いました。里芋をやめてしまった人もいるので、大規模化を進め遊休農地対策にできればと思いました。輪作しながら畑を使うのもよいのではと思いました。

大規模化を進めるためにトラクターを買ったが、今の道では入れないという問題があるので、行政が介入して道路整備してほしいという話が出ました。

事務局 先ほど、松村さん、渡邊さん、山下さんからお話ありましたとおり、全筆調査後の状況の変化については、間違った情報を発信してご迷惑をかけることがないよう事務局で何らかのルールを決めて皆様にお知らせしたいと思います。農道の件につきましても持ち帰って報告のうえ、関係各課と調整を図りたいと思います。

議長 ありがとうございます。報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。

(質疑なし)

無いようですので、利用権設定と活動報告については、承認いただいたものいたします。農業振興課に報告したいと思います。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

久保田委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字宮林3639番4、地目は畑、地積は665㎡です。現在は耕起中となっています。許可後は路地野菜の作付けを予定しています。

譲受人は、狭山市柏原に居住する農業者で、総耕作面積は、5,518㎡です。その内訳としましては、所有面積で畑が5,518㎡となります。

根拠法令といたしまして、

法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作しているに 該当します

〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではないに 該当します

〃 第3号 信託引受による権利取得ではないに 該当します

〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事するに 該当します

〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得しているに 該当します

〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではないに 該当します

〃 第7号 周辺地域農業に支障がでないに 該当します

以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』します。

次に整理番号2と3につきましては、譲受人が同一人物ですので、まとめて担当委員の説明を求めます。

久保田委員 議案番号2整理番号2番・3番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字町久保1395番2、地目は畑、地積は263㎡です。現在は耕起中となっています。許可後は路地野菜の作付けを予定しています。

譲受人は、所沢市に居住する農業者で、総耕作面積は、23,114㎡です。

その内訳としましては、借入面積で畑が23,114㎡となります。

根拠法令といたしまして、

法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作しているに 該当します

〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではないに
該当します

〃 第3号 信託引受による権利取得ではないに 該当します

〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事するに 該当します

〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得しているに 該当します

〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではないに 該当します

〃 第7号 周辺地域農業に支障がでないに 該当します

整理番号3番について、申請地は狭山市柏原字下双木1355番1他6筆、地目は田と畑、地積は合わせて5,503㎡です。現在は耕起中となっています。許可後は路地野菜の作付けを予定しています。

以上のことから、本件は許可相当と判断いたしましたが、審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。柏原の委員として追加説明させていただきます。本件については全て無償贈与です。本年の5月頃、柏原の委員に農業をやめたいため農地を無償贈与で処分したいと譲渡人から相談があり、小谷野推進委員を交えて、譲受人に連絡をさせていただいて、7月に話し合いました。以上です。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

議長 賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可』します。
次に整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

久保田委員 議案番号2整理番号4について審査結果を報告します。
申請地は狭山市柏原字町久保1374番1他6筆、地目は田と畑、地積は合わせて5,438㎡です。現在は耕起中となっています。許可後は路地野菜の作付けを予定しています。

譲受人は、所沢市に居住する農業者で、総耕作面積は、16,002㎡です。
その内訳としましては、借入面積で畑が16,002㎡となります。

根拠法令といたしまして、

法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作しているに 該当します

〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではないに
該当します

〃 第3号 信託引受による権利取得ではないに 該当します

〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事するに 該当します

〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得しているに 該当します

〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではないに 該当します

〃 第7号 周辺地域農業に支障がでないに 該当します

以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしく
お願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』します。

次に整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

古谷委員 議案番号2整理番号5について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字下広瀬字西原600番2、地目は畑、地積は401㎡です。
現在は耕起中となっています。許可後は路地野菜の作付けを予定しています。

譲受人は、狭山市広瀬に居住する農業者で、総耕作面積は、6,807㎡です。
その内訳としましては、所有面積で畑が6,807㎡となります。

根拠法令といたしまして、

法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作しているに 該当します

古谷委員 法3条第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではないに
該当します

〃 第3号 信託引受による権利取得ではないに 該当します

〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事するに 該当します

〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得しているに 該当します

〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではないに 該当します

〃 第7号 周辺地域農業に支障がでないに 該当します

以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしく
お願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』します。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題としま
す。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小野田委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字屋敷裏512番の1、他1筆、地目は畑、地積は合
計498㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- 下水道 あり
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休
農地です。申請者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、個人住宅です。
詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていま
すので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

小野田委員 根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

事務局 次に、協議・報告事項に移ります。事務局から順次、説明を求めます。
資料3をご覧ください。
農地法第3条の届出は、相続が2件であります。
農地法第4条の届出は、1件、住宅敷地、田畑転用面積は1,054㎡
農地法第5条の届出は、6件、内訳は住宅敷地4件、駐車場1件、店舗兼工場1件で、田畑転用面積の合計は、1,178㎡です。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようです。

その他について、委員から何かありますか。
(質疑なし)

事務局 事務局からは何かありますか。
女性農業委員の取組事例報告書について、埼玉県農業委員会女性協議会、一般社団法人埼玉県農業会議から「女性農業委員の取組事例報告書」が届きましたので、配布させていただきます。
次に、チラシ「知って得する農業者年金」他3種類です。「一般社団法人埼玉県農業会議」から農業者年金加入推進について依頼がありましたので、説明させていただきます。
皆様、ご存じのとおり「農業者年金」は60歳未満の国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事していれば、どなたでも加入することができます。
地域で未加入の方にチラシを活用して加入を勧めていただき、加入について興味のある方がおられましたら、事務局まで10月末までに報告をお願いします。
埼玉県農業会議の職員にお越しいただき、詳しい説明をさせていただく機会を設けますので、よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、これをもちまして、第10回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。